

随意契約理由書

工事名：堺泉北港海岸 泉大津地区 泉大津 No.1 樋門撤去工事（その2）

本工事は、用途廃止したまま残置されている泉大津 No.1 樋門の撤去、ならびに PCB 含有塗膜の剥離除去を行う工事です。

本案件は、令和 6 年 10 月 22 日に公告、同年 11 月 11 日に開札を実施したところ、2 者の入札がありましたが、予定価格の範囲内に有効な入札がなく、再度の入札（11 月 14 日開札）においても予定価格の範囲内の入札がなかったため、入札が取りやめとなりました。

本案件は、再度の入札に付し落札者がなく、さらなる資格要件の緩和や、設計・積算の見直しの余地はなく、これ以上競争入札を継続しても入札が成立することが期待できないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約を行うものです。